

# 静岡県中小企業等省工不設備導入 促進事業費補助金



静岡県暮らし・環境部環境政策課

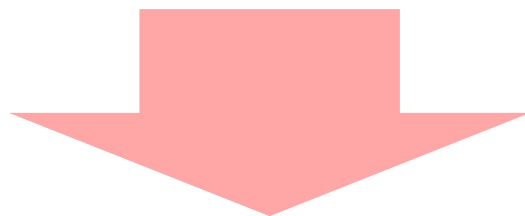
# 静岡県では中小企業等の省エネ設備導入を支援します！

区分	補助金の交付額	補助率
特別枠	上限 <b>600</b> 万円 / 下限 <b>20</b> 万円	補助対象経費の <b>2分の1</b> 以内
通常枠	上限 <b>200</b> 万円 / 下限 <b>20</b> 万円	補助対象経費の <b>3分の1</b> 以内

## < 特別枠の要件 >

通常枠の要件に加え、次のいずれかを満たすこと

- ・ CO<sub>2</sub>削減量が10tを超えること
- ・ 複数種別を導入すること(LEDは対象外)
- ・ 自然(ノンフロン)冷媒機器を導入すること



補助上限額	200万円	→	600万円
補助率	<del>1/3</del>	→	1/2

# < 対象事業者 >

県内外に設置する事業所全体での年間エネルギー使用量が  
原油換算で1,500KLに満たない法人及び個人事業主

## 【具体例】

- a 会社及び個人事業主※
- b 私立学校法に規定する学校法人
- c 社会福祉法に規定する社会福祉法人
- d 医療法に規定する医療法人
- e 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人などの公益法人等
- f 農事組合法人・農業協同組合・漁業協同組合・森林組合等
- g 中小企業等協同組合、商店街振興組合、消費生活協同組合などの協同組合等
- h 特定非営利活動促進法に基づき法人格が付与された特定非営利活動法人

※ 会社及び個人事業主は下表に示す資本金または従業員数のいずれかを満たすこと

業種分類	資本金	従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（一部を除く。）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業（下記以外）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

## < 補助対象となる経費・設備 >

対象経費	①設計費 ②設備費 ③工事費
対象設備等	省エネ設備、生産過程で使用する機械設備 <主な設備は下記の表に示すとおり>

## < 補助要件① >

省エネ設備更新により二酸化炭素 **5%以上削減**

CO<sub>2</sub>排出量の削減効果の計算には、エクセルによる簡単なシートを用意しています

# ＜ 補助対象となる経費・設備 ＞

種類	具体的設備等
空調設備	熱源・ポンプ・空調機器等、ルームエアコン
給湯設備	給湯器、ボイラー
照明設備	LED等 ※単体でも可。特別枠の「複数種別」には含まない
換気設備	省エネ型の第1種換気設備等
冷凍冷蔵設備	電気冷蔵庫・冷凍庫、冷凍機内蔵型ショーケース等
産業用ボイラ	蒸気ボイラ、温水ボイラ
産業用モータ	ポンプ、送風機、圧縮機等
電気設備	受変電設備、分電盤・動力盤等
ガス	供給設備
BEMS、FEMS、 測定器	※運用管理等に必要な場合のみ。導入する場合は別途計画を記載すること

## < 補助要件 ② >

### 温室効果ガス排出削減計画書制度への参画

【温室効果ガス排出削減計画書制度とは】

事業所全体でのエネルギーの使用量や使用状況等を見える化し、省エネなどの温暖化対策に効果的に取り組むため、3年間の対策と目標を定めた計画書を作成し、毎年度報告

補助金申請の際、補助対象事業(省エネ設備導入)を含めた、事業所全体で3年間に実施する温室効果ガス削減のための計画書を提出する





# 本補助金のポイント

1

## 補助金申請に関する質問・省エネ相談が可能!

### 【しずおか省エネ相談窓口】

省エネ対策の専門家である省エネ支援員が貴社を訪問。  
本補助金の書類の作成方法、温室効果ガス排出削減計画書の作成指導など、補助金申請をサポートします。

2

## 翌年度以降は温室効果ガス排出削減報告書を提出!

- ・ 事業を実施した翌年度以降の報告は、補助した設備の削減効果等ではなく、温室効果ガス排出削減計画書に基づいた、事業所全体での省エネ対策の報告書
- ・ 事業所全体として、3年間で3%以上の削減を目指した自主的な対策を評価
- ・ なお、温室効果ガス排出削減計画書の削減目標が達成できない場合は、改善努力を（補助金返還の必要はなし）